

令和 8 年 1 月 15 日

# 令和 8 年 登米市議会 定例会

## 1 月 招集議会 提案理由説明書

登米市議会  
議員 番



報告第1号

令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）に係る専決処分の報告について

本件は、令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、本条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 （新旧対照表5ページ）

議案第1号

令和7年度登米市一般会計補正予算（第9号）

議案第2号

令和7年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第3号

令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）

本案は、議案第1号令和7年度登米市一般会計補正予算（第9号）から議案第3号令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億7,173万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ536億4,469万6千円とするものであります。

その内容として、歳出では、ふるさと応援寄附金事業3億円、水道事業会計繰出金2億1,480万3千円、畜産経営緊急支援事業9,153万円、とめ地域サポート商品券事業7億6,540万6千円を増額して計上しております。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金10億7,173万9千円、ふるさと応援寄附金2億円、ふるさと応援基金繰入金1億円を増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用499万円を増額するほか、債務負担行為補正として追加1件を計上しております。

病院事業会計では、病院事業費用259万5千円を増額して計上しております。

本案は、市道梅ノ木・平柳線の市発注工事で設置した仮設排水管破損に伴い発生した車両事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

## 報告第2号関係

### 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止)	第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止)
第13条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10</u> <u>第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10</u> <u>各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第14条～第51条 (略)	第14条～第51条 (略)

第2条関係（登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正案	現行
第1条～第24条（略） (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第1条～第24条（略） (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第54条（略）	第26条～第54条（略）

第3条関係（登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正案	現行
第1条～第11条（略） (虐待等の禁止)	第1条～第11条（略） (虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第12条の2～第22条（略）	第12条の2～第22条（略）